

【県民経済計算】収録系列に関する利用上の注意について

2019年7月5日

県民経済計算

総括表

- デフレーターは、県内総生産(名目)／県内総生産(実質)×100
このため、各都道府県(市)公表値と異なる場合がある。
- 県民所得は、県民雇用者報酬、財産所得(非企業部門の財産所得の純受取)、企業所得(企業の財産所得の純受取を含む)を合計したものである。
- 1人当たりの県民所得(=当該県の県民所得÷当該県の総人口)
分母の総人口は、県民経済計算>総括表>総人口で収録。
- 1人当たりの県民雇用者報酬は、県民雇用者報酬÷県民雇用者数
- 総人口で使用している人口は、県民経済計算の推計対象年が、国勢調査の調査対象年の推計においては、「国勢調査」(総務省)、国勢調査の間の年の推計においては「補間補正人口」(総務省)を全都道府県統一的に使用している。
- 就業者とは、生産活動に常用雇用・日雇を問わず従事する者をいい、県内就業者数とは、居住地を問わず、県内で就業する者の数を指す。
- 雇用者とは、生産活動に常用雇用・日雇を問わず従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除く全てをいい、県民雇用者数とは、就労地を問わず県内に居住する雇用者の数を指す。
- 増加率=(当年度の計数-前年度の計数)÷前年度の計数×100
=(当年度の計数÷前年度の計数-1)×100
なお、四捨五入計算の関係で各都道府県(市)公表値と異なる場合がある。

主要系列表

経済活動別県内総生産

- 県内総生産は、「輸入品に課される税・関税」、「(控除)総資本形成に係る消費税」が含まれているので、第1～3次産業の合計とは一致しない。

平成23年基準

- 開差(実質:連鎖方式)は、[県内総生産(連鎖価格)-{各経済活動別総生産(連鎖価格)の小計+輸入品に課される税・関税(控除)総資本形成に係る消費税}]

平成17年基準以前

- 開差(実質:連鎖方式)は、[県内総生産(連鎖価格)-産業-政府サービス生産者-対家計民間非営利サービス生産者-{輸入品に課される税・関税、(控除)総資本形成に係る消費税}]

付表 経済活動別県内総生産および要素所得(名目)

平成23年基準

- 製造業内訳の食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭、窯業・土石、一次金属、金属製品、はん用機械、電子部品、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、その他製造業は産出額(生産者価格表示)、中間投入、県内総生産(生産者価格表示)のみ収録。

平成17年基準以前

- 製造業内訳の食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送用機械、精密機械、その他の製造業は産出額(生産者価格表示)、中間投入、県内総生産(生産者価格表示)のみ収録。

●地域ブロック区分

県民経済計算における地域ブロックは、以下の7ブロックである。

北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
中部	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

県内総生産の全県計、地域ブロック計は内閣府で作成している。
推計または計算されていない項目を含む場合は全県計、地域ブロック計は計算されない。これらは不詳として収録している。

●経済活動別分類

平成23年基準

- 第1次産業：農林水産業
- 第2次産業：鉱業、製造業、建設業
- 第3次産業：その他

平成17年基準

- 第1次産業：農林水産業
- 第2次産業：鉱業、製造業、建設業
- 第3次産業：電気・ガス・水道業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸業、情報通信業、サービス業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者

平成12年基準以前

- 第1次産業：農林水産業
- 第2次産業：鉱業、製造業、建設業
- 第3次産業：電気・ガス・水道業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、サービス業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者